

食品衛生法施行条例の一部改正について〔資料1〕

健康福祉部薬事衛生課

1 背景

【食品衛生法等の一部改正】

- 平成30年6月13日「食品衛生法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が公布された。
- これまで、公衆衛生の見地から必要な営業施設の基準を食品衛生法施行条例で定めてきた。
- 改正法の施行（令和3年6月1日）により、営業許可の業種区分が見直され、営業届出制度が創設されることとなる。また、政令で定めるものの施設について、全国平準化の観点から厚生労働省令で定める基準を参酌（さんしゃく）して条例で必要な施設基準を定めるよう規定されたことから、食品衛生法施行条例の一部を改正する。

2 条例改正の概要

- (1) 現行条例で定める営業の施設の基準（別表第2）を削除し、厚生労働省令で定める基準（参酌基準）のとおりとする。
- (2) 第2条に食品衛生責任者の氏名掲示の規定を追加する（食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年島根県条例第20号）の施行に伴い削除された別表第1の第3の1から移行）。
- (3) 第3条に参酌基準が示されていない現行許可業種に対応するための規定を設ける。
- (4) 第5条の廃止に係る規定が、食品衛生法施行規則（第71条の2）に規定されることに伴い改正する。
- (5) 第6条の集団給食施設の開設の届出に係る規定を、営業届出制度の創設に伴い削除する。
- (6) その他法改正による規定の整理（第3条、第4条、第7条）

3 条例施行までのスケジュール

- 【意見募集】 令和2年10月1日～31日
- 【公 布】 令和3年3月（予定）
- 【施 行】 令和3年6月1日（予定）